

環境保全型畜産確立対策推進事業

1. 事業の概要

「家畜排せつ物法」*を始めとする環境関連法令の趣旨をふまえ、家畜排せつ物の利活用を促進することにより環境保全型農業を推進し、循環型社会構築に向けた取組を進めます。

※「家畜排せつ物法」（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律）は、家畜排せつ物について、堆肥化など適切な処理を施すことによって、土壌改良資材や肥料として有効活用を図ること等を目的としています。

2. 事業内容

(1) 家畜排せつ物処理技術の向上に向けた畜産農家への技術指導等の実施

県では、法対象農家について家畜排せつ物の管理状況を確認するとともに、管理が不適切な農家には、改善指導を行うなどしています。また、畜産農家への適切な技術指導を行う人材の育成に努めています。

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
家畜別の法対象農家戸数	169	184	16	71	45

出典：令和5年2月1日の家畜保健衛生所調査から抽出

(2) 堆肥の利用促進に向けた理解醸成活動の展開

資源リサイクルを推進する観点から、耕種農家に対する堆肥生産者情報の提供や、正しい堆肥成分・肥料効果についての理解醸成活動を実施し、耕畜連携による堆肥の利用促進や円滑な流通を図っています。



上図：堆肥の内部温度を測定し、発酵状況を確認している様子



上図：耕種農家の畑に良質堆肥を散布し、資源の有効活用を図る様子

担当部署

農林水産部 畜産課 衛生環境班